

平成 28 年度第 2 回鎌倉市図書館協議会 会議録

日時：平成 28 年 11 月 9 日（水）18：00～

場所：鎌倉市中央図書館 多目的室

出席者：鍛冶委員長 越川委員 蛭田委員 杉山委員 和田委員

図書館 菊池館長 中田 浅見 佐藤 大槻 津田 中野 松石 平沼 小野

傍聴者：11 名

委嘱状の授与（蛭田委員）

菊池館長：会議に先立ちまして、蛭田先生が初めていらっしゃいましたので、各委員の御挨拶をお願いしたいと思います。まず、鍛冶委員長、お願いします。

鍛冶委員長：委員長をしております、鍛冶でございますよろしくお願いいたします。学識経験者という枠で入っております。2年間務めております。

越川委員：越川と申します。学校の校長を務めており、学校教育の関係者ということで委員をさせていただいています。よろしくお願いいたします。

蛭田委員：杉本委員さんが社会教育委員会議からこちらに出ており、このたび杉本委員さん、お悔やみ申し上げます。私がということになり、どうぞよろしくお願い申し上げます。私と図書館との関係を申し上げたい。私は社会教育学を専攻にしております、実は図書館は神奈川県立図書館のブックモービルに小さい頃に非常にお世話になった人間です。図書館についての関わりでは国会図書館等、利用していることもあります。社会人になってから就職先が社会教育関連だったものですから、図書館の司書研修を十数年務め、館長研修・司書研修の担当でした。実は資格は社会教育主事と教員免許は持っていますが、図書館司書だけなぜか分からないが取っていないのです。色々な司書の方とおつきあいさせていただいて、色々な実績を出されている図書館関係の方にも非常に懇意にさせていただいて、思い出があります。大正大学に勤めて2年前退職しました。図書館には非常に関心がある。鎌倉市の図書館についても利用者の一人でありまして、知らん顔するわけではないが、隣の市民として親切にさせていただいています。それから、色々な貴重な資料がある。こちらの図書館の職員の努力で、きれいに整理されていて、親切にさせていただいている。コピーもたくさんさせていただいている。私をはじめとして、資料のコピーが多いと思う。以上、紹介させていただきました。

杉山委員：杉山と申します。家庭教育の向上に資する活動を行う者ということですが、実は図書館で講習を受けて、図書館でおはなしボランティアとして私は一市民として参加させていただき、教えていただきお世話になっている側でございます。一市民の代表かと思っています。よろしくお願いいたします。

和田委員：和田と申します。市民公募の委員として出ています。元々は別の方がされて

いたが、その方が引越しされるということで、今年度の前回と今回2回を務めさせて
いただくことになりました。私は現役のときは川崎の図書館司書をやっておりました。
退職しましたが、現役のときは鎌倉市の図書館の方ともつながりがありました関係で、
色々な図書館の委員会などにも関わりはしております。あと図書館とともだち・鎌倉
という図書館友の会のこともやっております、よろしく申し上げます。

館長：それでは開会をお願いします。

委員長：それでは、鎌倉市図書館協議会運営規則第3条第2項により、全員おそろいで
定足数に達しましたので、会議は成立します。これより、平成28年度第2回鎌倉市
図書館協議会を開会いたします。事務局、本日傍聴者はいますか。

館長：傍聴者が11名いらっしゃいます。

委員長：入場よろしいですか、ではお入りください。

(傍聴者入場・着席)

委員長：よろしいでしょうか、傍聴者をお願いいたします。傍聴席において静粛にし、
会議の妨げになるような行為等はなさないでください。また、意見を発表すること
はできません。以上、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。では、日程に従い、議事を進め
ます。

日程の1 報告事項の委員長挨拶をいたします。

今日は遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。なかなか時間の調整
がつかなかったようですけれども、なんとか集まれて良かったと思います。

続きまして、館長報告のA 平成28年度9月定例市議会における図書館関連質問
について、事務局から報告をお願いいたします。

館長：議会報告の前に一件ご報告したい。平成28年10月21日から、図書館の開館時
間や嘱託員の勤務について作業部会を発足させまして、来年度から採用予定の専門的
嘱託員の業務内容、一般嘱託員の業務内容、地域館の正規職員の業務内容、開館時間
の延長に関して検討を始めたところです。メンバーは館長である私と、館長補佐2名、
係長2名、一般職員1名の6名で構成されております。10月21日、10月27日、11
月4日と行い、11月7日には全職員宛に専門的嘱託員の要綱案、一般の嘱託員の要
綱案、そして正規職員の各業務内容について送付し、現在各職員からの意見を出して
もらっているところです。今後も作業部会での作業内容について館長会議等で周知を
図り、職員の意見を聞く機会を設けていきたいと考えております。以上、作業部会に
ついてご報告いたしました。

続きまして、議会報告に移ります。お手元の資料をご覧ください。平成28年度9
月議会報告が資料になります。平成28年度市議会9月定例会は平成28年9月7日か
ら10月4日までの28日間の会期で開催されました。一般質問は、平成28年9月7
日から14日まであり、教育こどもみらい常任委員会は、9月15日に開催されました

が、報告事項の一部に関し、9月30日開催の同委員会において審議されました。教育部所管部分の決算等審査特別委員会は、9月28日に開催されたところです。

それでは、一般質問における図書館に関する質問からご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

一般質問では、無所属の竹田ゆかり議員から図書館の運営体制について質問があり、主な内容として、7月28日の図書館協議会は、社会教育の関係者が欠員のまま開催された。社会教育関係者は社会教育法を背負って委員としての役割を果たす、そういう方が不在で協議をすることは適切ではないと思うがとの質問があったところです。

神奈川ネットワーク運動・鎌倉の保坂令子議員から、中央図書館の建物の更新に関する現状はどうなっているのかとの質問があり、中央図書館は昭和49年の建築であり、外壁、屋根のシート防水等に老朽化が見られ、平成29年度以降、耐震工事を行っていき、大規模改修または建替えに関しては、経営企画部と調整を図っていきたいと回答したところです。

無所属の松中健治議員からは、杉原千畝氏と小辻節三氏の人道的な行いに関し、市民へ周知する方法は何か考えているのかとの質問があり、平成29年1月に中央図書館において両氏に関する書籍等の展示を行う予定であると回答しました。

続きまして教育こどもみらい常任委員会では、鎌倉夢プロジェクトの会の高橋浩司議員から、教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告事項において、図書館の効率化を図る中で、各館に1台ずつ自動貸出機を設置した点と、今後、ICチップの導入等も研究していきたいと回答しました。

決算等審査特別委員会では公正と法の上嶋寛弘議員から、市史編纂事業に関して、市にとって重要な資料の散逸、防止を行ったということだが、具体的に、毎年重要な資料は出てくるのかとの質問があり、現在、近代史資料担当において市史編纂の業務の一環として歴史的公文書等の選別の試行を行っており、また、毎年各課から上がってきた文書の選別、整理、保存を行っているという回答をしました。また、犯罪加害者の告白本の取り扱いについての質問があり、鎌倉市の図書館としては、市民の知る権利を優先する考えを持っているので購入したと回答したところです。

日本共産党鎌倉市議会議員団の吉岡和江議員からは、図書館協議会において地域館の正規職員を減らそうとしているようだが、技術職員である司書の採用が平成5年以来、採用されていない状況である。そのようなことも含めてどのような状況なのかとの質問があり、平成27年7月9日に「鎌倉市図書館の運営について」図書館業務の効率化とサービス向上の観点から図書館協議会に諮問したところであり、協議会の中では非常勤嘱託員の更なる活用や技術職員である司書の採用について話し合わせ、効率化に関しては開館時間の延長について審議されたことを回答しました。今後答申に基づいて具体的な計画を策定していく中で、職員に不安のないようにしていきたいと回答したところです。以上でご報告を終わります。

委員長：ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

A委員：いくつかあるので一つずつお伺いしてよろしいでしょうか。最初の無所属の竹田ゆかり議員の一般質問に関して、他の議員さんへの質問に対してはこういう回答をしたと書かれているのに対し、竹田議員への質問がありました、という形で終わっているが、こういう回答したと報告するようなことはないということでしょうか。

館長：実は、ここの部分で、私の発言に少し不適切な発言があったということで教育長から謝罪をすることがありました。最終的には常任委員会で詳しいことをお聞きになることになったところです。

A委員：はい。で、一名欠員のまま開催されて、それは適切ではないという質問と同時に、他にも、例えば付帯意見がつけられているけれども、協議会という公開の場で議論されずに出されたようであると、そのこともおかしいのではないかという質問や、竹田議員は前回協議会を傍聴されていましたが、委員から、地域館の館長はこの答申に関してどう思っているのかという質問が出て、各地域館の館長が答えていたのですけれども、この最終段階にいたってまだそういうやりとりがあることに驚いたし、傍聴していて、地域館の館長の答えが答申に納得していないように感じた。欠員ということで亡くなられた委員は、最終答申案を見ていないし、議論を尽くしていないのではないかと述べられているのですけれども、そのことが触れられていないということは報告としては不十分ではないかと感じます。あまり詳しいこと、細かいことをいちいち紹介する必要はないが、この協議会の答申のことなので、漏れがないように報告していただきたいと思います。

触れられていないと思うことが他にもありまして、9月15日の高橋議員の質問が紹介されているのですけれども、このときの報告は2本ありまして、高橋議員の質問は1本目の報告への質問でしたが、2本目の、協議会の答申の報告をしたい、というやりとりはここで報告されていないと思います。で、事務局がこどもみらい常任委員会に協議会の答申について報告しようとしたら、高橋議員がちょっと待ってと言って、本会議で竹田議員の質問があったが、5人の委員がそろわず答申を確認するというのはどうなのかと。社会教育委員会議から委員が出ていない状態で決めてもらっても良いと言ったのなら話は別だけれども、例え結果的に同じであっても、全員そろって決めるべきではないか、同じく付帯意見についても公開の場での議論を経ずに出されていることが竹田議員の質問で分かったけれども、例えば議会では全員で協議して賛成したら付帯意見が付くこととなっていると。これについて、付帯意見についても、もう一回メンバーが全員そろったうえで確認して報告してもらうべきではないのかと出ていたと思います。さらに千議員からも、7月28日の図書館協議会は私も傍聴したが、最後に委員長が入り3対1ということで決まったが、普通、委員長は採決には入らないはず、強引な答申案の決め方はおかしさを感じますという形で、協議会についての議決に関しても議論が出されていたと思います。その辺も何で省略して報告されないのか疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

館長：結果的に今回、図書館から常任委員会に出した報告は継続審議になりました。12月議会にあらためて出す形になりますが、その中で再度、A委員がおっしゃったように、議員から付帯意見についての審議と、社会教育委員をあらためて任命して答申に関して話を聞く場を設けるという話があり、そのことは、教育委員会としては話して、そうすることになったということです。議会報告ということでこれらをすべて載せるのは難しい部分がありますが、協議会のことに関して、載せなかったのは私の落ち度だと思います。申し訳ありませんでした。

A委員：今回また同じ答申案を新しい委員を含めて確認するというで開かれているわけですから、経緯というのはきちんと報告されてしかるべきだと思います。9月15日の教育こどもみらい常任委員会では、委員長の納所議員の判断で、答申の報告を受けて審議するのは保留して、答申のあり方について議論したいと、それでまたいくつかのやりとりがあって、議決のことも話に出たので、図書館協議会の運営要綱はないかという話になり、設置条例と運営規則の資料提出があって、これをきちんと読み込むためには時間が必要なので、9月30日に延長になったわけです。9月30日に延長になったということは館長も触れられましたけれども、30日には審議されずに、冒頭、事務局から報告があって、議会で指摘された点は確かに不備があったので、教育部で再考して、その結果社会教育委員会議から委員の推薦を受けて、教育委員会で任命した上で、委員全員の出席のもと11月に協議会を開催し、新しい委員から意見を聞くということ、付帯意見に関しては全員から意見を聞く、それを受けて12月議会で報告したいということで了承されて、審議はされずに次の12月議会で改めて報告するという事になったと思いますし、同時に、図書館とともだち・鎌倉で陳情書も出しています。それについても、併せて審議することになったので、陳情に関しても12月議会に継続という形になったのですが、そのことも触れられていないということで、先ほど図書館長から自分の不手際で教育長が陳謝することになったという言葉があったが、その辺のことは率直に図書館として協議会に報告すべきことだと思いますので、今後重要なことは漏れがないようお願いしたいと思います。

委員長：館長から何か。よろしいですか。その他皆さんからご意見等はございませんか。

B委員：日本共産党の鎌倉市議員団の方で、司書が採用されていないという状況、どういう受け止めなのかという質問があったということですが、それが図書館にとって一番核心となる問題だと思うのですが、そこに関してはどのようにお答えになったかお聞きしたいと思います。

館長：一応、こちらに書いたことしか回答はしませんでした。技術職員の司書の採用についても話し合われたことはお伝えしました。

B委員：館長としてはどう思われるのか、個人的にお聞きしたい。

館長：平成5年から実際、技術職員が採用されていない状況なので、やはり採用していただきたいということは私の立場からお願いしているところです。

A委員：吉岡議員の質問のところ、私もさっき言おうとしていたのですが、文章のニュ

アンスなのですけれど、これをずっと読んでいくと、協議会でもう答申が出たとは書いていないが、こういうことに関しては審議された。で、答申に基づいてこれから具体的なことをやっていくと読みようによっては読めます。この時点では、今回あらためて確認することになっているので、答申は決まったよ、これから具体的にやっていくよ、と読めないこともないので、そういうニュアンスで答弁されたのかどうかということが気になりました。

館長：一応、答申に関しては、こちらの協議会で了承されたと思っていますので、それに基づいて計画等立てていくべきだと思っています。ただ、社会教育委員のご意見を聞かないといけない部分があるので、そういう部分もお聞きして、ご意見があればそういう部分も含めて考えていかないと。

A委員：気になるのですが、形式的には、今日の協議会で内容が大きく変わることはないかもしれませんが、一応再確認するということはすでに15日の教育こどもみらいで形式を整えてから報告してくださいと、内容に関して議員は何も言っていないが、仕切り直しの形になったと思いますので、もう協議会では内容は決まったとおっしゃいましたが、それはどうなのかなと思います。

館長：9月30日の常任委員会でお話したように、答申に関して要は社会教育委員の意見を聞かなかったのは不備があったということで、それに関しては新たな社会教育委員からお聞きするということであつたと思います。付帯意見は公開の場で皆さんの意見を聞かなかったのはまずかったということで、今日付帯意見についてもご意見を聞くことになっている。

A委員：あの、でも、確認の前ですよ。C委員が、事前にこういう流れで良いでしょうかということを確認を取ったわけですね。ですからC委員が今回の協議会でどういう意見を出されるのか、それによって、どの程度答申の内容が変わるか、形式的にはまだ未確定だと思うのです。内容はそんなに変わらないという前提で議会で答弁されるのはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

館長：一応、7月28日の答申に関しては、委員長が入った採決になってしまいましたが、委員長が入らなくても2対1ということで可決されたことになっていると思います。

A委員：そうでしょうか。他の委員のお考えを聞きたい。私はそうは思えないのですが。

委員長：議会の答弁の話が入ってきていますが、議員のお考えがどうであったかということと、それと協議会として一応審議した上で決めていったこと、決め方に問題があったということはその通りかと思います。私は今、先ほどのご説明で、議会で何をどこまで協議会に差し戻したのかはあまりはっきりしていないと思いました。私もその場にいませんでしたし、そういうときの議論というのは最終的な決定的なところまで詰めることは恐らくなかったのではないかと思うのです。委員の立場で申し上げますが、いったん協議会で固まったものは固まったものだと思います。ただ、C委員から

は、社会教育委員はどなたもいらっしゃらなかったもので、その意見は聞くべきだというののもっともだと思います。C委員のご意見を伺って、ただそれで答申案を変えるのか、つまり7月に1度決をとった答申案を変えるのかとなると、そこはどう扱うべきかは皆さんの意見を伺いたい。A委員から付帯意見をつけていただいている。これについては私たちみな読んでいますので、後でご意見いただきます。付帯意見という形でいろいろ建設的な意見をいただくということもあり得ますので、そのあたりどういう風に進めていくか。どうでしょう。いかがですか、D委員とB委員。前からいらっしゃったので。

D委員：私は何と言ったらいいか分からない、決まったものは決まったものだと思います、認識として。あくまでも議会へは報告事項ですね、報告事項なので、議会の場で協議するものではないです。決め方がとの話があったということで確認するのはやぶさかではないが。決まったものは決まったもので、白紙になったのではないという認識を持っていますがいかがでしょうか。

B委員：専門的な、法律的なことはよくわからない。社会教育委員の立場の方がいらっしゃらないところで決めたのは不備があったと思いますし、そこで今回C委員からご意見いただいて確認するのはいいと思うのです。でも、この間の協議が全部ゼロになるわけではない、でもやはり、いったんこういうのが出たからといって、じゃあ出でしまいましたから、そのまま進みましょうではなく、不備があったなら、元に戻って直していくというのも、一般的な社会人として、一つ決まったものが間違っただけであってもどんどん行くのではなく、正すところは正すのは必要なと思います。それにしても私もこれを読んで賛成の立場ではあったので、すべては悪いことを申し上げたとは思っていないのです。

A委員：議会では内容は全然問題になっていなくて、報告にいたる経緯の中で形が整ってなくて出されているから、もう一回報告し直して欲しいということで、内容うんぬんではないと思うのです。ただ、形を整えて報告したときに、議員から内容に関して意見は出るかもしれませんし、新しい委員からも意見があるでしょうし、吉岡議員への回答にこだわっているわけではないのですが、決まったものだとと言われてしまうとどうかと感じてしまうのですけれども。私は内容に関して蒸し返すつもりはないのです。前回は協議会で意見も言ったし意見書も付けさせていただきました。ただ、C委員は全く今回が初めてなので、意見を言って、それでここはこうしたほうがいいのかという意見が出て、5人全員が賛成すれば変える部分もあるのではと思うのです。一言一句もうこれで決まりだよといくことでは必ずしも無いのではないかと思います。

B委員：今おっしゃられた、読みようによってという中では、私は一番最後の職員に不安のないようにしていきたいというのには大きなものが含まれているのではないかと思います。いかがでしょうか。

A委員：それはこれを実施する段階での話しですよ。実際に働くのは職員なので、不

安のないようにしていただきたいと私も思いますし、その答弁自体はいいと思います。

委員長 このことに時間をかけて議論するとなかなか先に進まないところなのですが、私の考え方がずれているか分からないが、答申案というのは、こういうふうにしたからこのとおりやりなさい、このとおりになるという性格のものとは違うのではないかと作る過程でそう理解するようになっている。C委員がお読みになった際に、ここはこう改めたほうが良いというような、文言の面ではあるかとは思いますが、程度の問題があって、徹底的にこの方向ではまずいというご意見が出るとなるとこれは少し困ったなど、正直言って私は思うのですが、答申案の大枠の報告についてはご賛同いただけるが、ただこの点は十分留意してとか、この点についてはやはり社会教育委員会から考えても、ぜひ図書館の今後の運営サービス体制にとって重要なことなので検討してくれと、これもA委員と同じように付帯意見としてつけるのでも良いのかと思っている。付帯意見と答申案というのはそのあたりどうなのか。答申に添えられたA委員の付帯意見は、我々も意見を言って認めるということですよ。協議会としての考え方が間接的に反映される、ということ正確でないかもしれないですが、そういう性質のもので、答申案の文言をいじってまたとなると、今日で終わるということにはならずどんどんずれていきますので、付帯意見ということでC委員から足りないところとかこの点を強調して欲しいというようなところをおっしゃっていただくという形にして、C委員のご意見に我々がまたいろいろ追加したり、説明をしてさしあげたりというような方向で進めていけたらいいかと思っております。

A委員：付帯意見、最初にしたのは結局意見書という形でしたが、そのときも、A委員もっと言いたいことがあるでしょうけど、その部分は付帯意見で出されたらどうですかという形になって、思い切り書いたのですが、これは付帯意見ではないよということになって。付帯意見というのは決まったことに関して、運用に当たってはこういうことに注意してくださいよというような性質のものなのですね。私は答申そのものの基本的な方向性について反対の意見だったものですから、そういうのは付帯意見とは言わないという話があって、それは意見書でしょとなり、意見として書きました。付帯意見は、答申通りには必ずしも行かないのは委員長がおっしゃったとおりですが、できれば、付帯意見は、この答申を決めた委員の思いがあるわけですから、こうなって欲しいとかこうなるとは嫌だとかあるので、その辺をはっきりさせるために、歯止めをかけるわけではないですが、こういうことに注意して実際の運用をしてくださいというもの、そういうのが付帯意見ですね。それをつけるかどうか議員が言うには、全員が確認して付帯意見をつけるものだと。協議会の答申は分からないけれど、やはりそういう趣旨で、行ったら良いと思うので、もし何か意見があれば付帯意見で出してくださいというのとは、本来の付帯意見とは違うと思います。

だから、大きく変えるような形にはいかないと思いますけれども、この程度変更するのは良いのではないかと5人で了承すればそれで良いことだし、ではないのですか。

D委員：先ほど言ったように決定したものだという認識を持っているのですが、A委員

のおっしゃるとおり、大筋を確認する場なので、確認していく中でやはりこうだねと5人で納得できれば私は良いと思います。限られた時間の中でやれるかということはあると思いますが。

A委員：まだその議論に入っていないのでこの場はこれで。

委員長：この前の協議会の決を取ったということ、翻すということになるのでしょうか。この答申案を我々としては。

D委員：私は確定したものだと思っているが、ざっくばらんに言うと、例えば誤字を見つけたから直しましょう、というようなニュアンスでいければいいのかと。せっかく意見を聞けるので。はい。

B委員：付帯意見に関しても、7つ並べられていますけれども、5人揃ったところで読み合わせて、そういう形で確認していくということも良いのかなという気がして。

委員長：付帯意見に関しては後から各委員のご意見を伺うという形で進めていきます。確認というよりご意見を伺う。答申案について、文言におかしなところがあれば訂正すると言われればそれはそのとおりに思いますけれど、内容に係わることをさらにここで議論して、今日新たな答申案を作るということについては、時間的な制約も含めてかなり難しいと思っています。新しくするなら、今日のこの協議会だけではすまないでしょう。本当に軽微な文言なら良いですが、いちいち見直して内容にわたって意見を交換して進めていくとなると、今日の時間の枠にもおさまらないし、あと1回かそこら皆さんの都合を付けて協議会を開くということになるかと私としては思います。ですから、先ほど言ったような進め方を考えたということでございます。

A委員：付帯意見というような形になったらそれで、その付帯意見を全員で確認しないといけないわけですね。

委員長：それは、C委員にずいぶんと圧力がかかるのですけれど。確認作業もできればここでやらないと、と思っております。

C委員：私は同じ意味合いで同じニュアンスなら、言葉がどうであれそれでいいと思うのです。研修の必要性、研修体制とか、その言葉の中での持っている意味合いや解釈違うので、それは会議録を見ていただきたい。これ、答申というのは、合意できた部分のみ抽出する。あとは会議録を取っておいて、読んでくださいというふうに持っていないと。会議録が大事なのです。ですから、合意できることとできないことが当然我々人間社会にはあるわけですから、合意できたところだけを合意形成を非常に大事にする。大事なところは文言化できれば文言化して生かしていかないと。拘束性があるのです、これは答申ですから。答申はかなり権限が強くなる。提言や、まとめではないので。そういう解釈でいくと、ただ合意形成できないものは答申というのは違うと思うのです。そういう意味ではこれがある程度まとまって合意形成できるなら大事なポイントと思う。

私なりに、社会教育委員のメンバーがいなかったということですが、実は会議録見ましたら、杉本委員は1回目2回目ちゃんと出ているのです。出ていますね。杉本先

生の意見は会議録見ればきちんと出ているのですから、それは大事にさせていただきたいと思います。ただ、最後のところで合意形成できていないのが大きな課題であるとすれば、ある程度8割から9割決まって出てきたことが事実としてあるわけですから、それを大事にしながら私から話をさせていただきたいと思う。そういうことで良いのか、前段階として伺っておかないと、私も申し上げられない。ひっくり返せというならまた話は違う。答申の中身と社会教育委員会議の提言とはまた違う。図書館協議会という、一つの図書館サービスの、図書館法で言う奉仕計画、その方向性を裏付けるものですから。ここにもありますとおり、図書館の第二次図書館サービス計画基本目標がきちんと乗っかっているわけです。これをどう生かすか。新たに文言としてもう一回出すのか。そういう議論をまずしなければ、この答申というものは浮いてしまうという気がします。

委員長：C委員から、どういう方向で自分が答えるのかというご質問だと思いますが、もともとひっくり返して初めからというわけにはやはりいかないと思っています。杉本委員も最後の一回を除いて決を取る前まではずっとご出席いただいていた、ほぼこの線でご理解いただいていたわけです。そのことは、最後の決の取り方はまずかったにしても、私としては念頭に置いていたことで、一人欠けているということは確かにあまりよろしくはないという意識はありましたが、それまでの杉本委員のご発言ご意見はそれこそ議事録に出ていますので、おおよそのところだいたいこれで、という感じで杉本委員も認めてくださっていたと理解しています。これをもとにひっくり返してと言われると、私としては、委員長としては困ると思っています。

A委員：今回あらためて1回から4回、去年度の議事録を読み返してみたが、杉本先生もかなり現実論としてA案B案C案のC案を取るとするのはやむを得ないとおっしゃる一方で、これでいくと本当に大丈夫なのかと不安もかなりおっしゃっていたと思うのです。しかも、最終のまとめの段階では関わってはいらっしゃらない、ご病気で。基本的に了承されていたと言い切れないのではないのかというふうには議事録を読んで。あとでそのことに少し触れるが、この答申の後ろに各図書館協議会の要約が表になって出ているが、この要約の仕方はどうなのかという部分もありますので。そういう風に思いますが、次の答申の話に移ったほうが良いのではないかと。

委員長：答申の話に移るとおっしゃるのは、これに対しての、ひっくり返すという方向じゃなく、C委員のご意見を伺うということですね。

C委員：言ったほうが良いですね。私はこれ全体を読んで、議事録を見ながら、よくまとまっているという印象を受けています。図書館界の方々のお話を聞くチャンスも結構ありますので、そういう中での文言は結構出ていると思います。ぼくはいいと思うのです。ただし残念なことに、このデータの最初の中に、予算が37番目だと。37番目というのは、やはり資料購入費は生命なのです、図書館の。資料が豊富にあれば利用者も増えるということがある。お金をかければ良いということではないかも分からないが、何らかの形でそれが大事。さらに大事なのが資格のある職員、やはり中核と

して押さえていくということ。図書館は学芸員と同じなのですよ。やはり、資料の組織化からレファレンスサービスといった、よく図書館の方でカウンターに立っている方がおられますよね、一般の人たちはカウンターに立っていると、素人だろうと思ってしまう。あれは全然違うのです。やはり経験年数の豊富な方は、色々なレファレンスサービス、資料の認識、理解をもって立ってらっしゃる。そういう方たちは資料を良く知っている。図書館資料を。例えば青本黒本黄色本違うところが扱ってあるとすれば、やはりそれは書誌学的な性格から何からね、図書館としての司書の資格を持っていれば当然知っているわけですね。3歳の子どもと2歳の子どもの児童書、どう違うのかとか。そういうところを見ていかないと、書店で出している新刊についても、やはりどこの本屋さんはどういうものを出されているとか、司書の方はいつも見ているわけですね。そういうところから見ると、司書の方が専門職としてきちっとして、専門性があるから、図書館にいるから図書館に勤められるだろうと考えるのはちょっと安易なことです。もう一つ、サービス計画に則していくということですが、読書サービスを色々やっているようですが、先ほど、目標と書いてありますが、生涯学習の拠点であることは事実です。社会的に。私は学びの循環型社会ということを書いたのですが、学びは一回で終わりじゃない。ああしようこうしようと色々あるわけです、我々の生活課題や地域課題が。そういう意味では年齢を問わず、図書館というのは非常に拠点であるということと、学びの循環であれば地域でも常に、どなたでも、たとえばちょっとした病気になっている方でも、図書館のサービスを届けられる、受けられる、そういうコミュニティライブラリーといった考え方が基本になるだろうと思う。それは作られている、目標に生涯学習の拠点とちゃんと書いてある。ライブラリソサエティという社会があるとすれば、それは常にどこでもということになるわけです。ただし残念なことに、社会教育施設の相互のネットワークが出来ていないのです。大船の美術館や国宝館、そういうものと図書館との連携体制がないとできないのです。ただし、地域のサービス網について、議事録にはかなり出ています。レファレンス機能の強化はすごく大事なこと。先ほどもカウンターの方の職員の方がどうだと言いましたが、レファレンスはすごく大事で、私は電話魔であちこちの図書館に電話して色々なサービスを受けています。涙が出るくらい、自分の専攻の領域に入り込んでまで資料を探していただける、これは大事です。それから学校との連携がかなり強く出ています。深沢の例が出ているがこれは一つの例だけではなくて全体の学校にその仕組み、体制がないといけません。それから職員の問題について、これは専門職という安易な考え方で位置づけるものではなく、その役割として利用者を知る、資料を知る、それを結びつける、そういうとらえ方ですと来ているわけですから、利用者のニーズをどうつなげるかという職員のサービスがあるわけです。たぶんアルバイトなどとは違います。学校の先生が、教科の専門の先生がいると良くなります、それと同じだと思います。教育施設ですから。

そうしたら結構、議事録には皆さんのおっしゃっていることに、かなり私が言いた

いことが出ていたと感じました。そういう感じ。ここに私の言っている文言が出ていないじゃないかではなく、どのような意味合いが出ているかということを見るのが答申の意味合いだと取っていかないとぶれてしまうかなと思います。議事録が大事。その議事録の取り方もあるが、議事録はたぶん回覧されていると思いますが、そんな印象を持ちました。

委員長：今C委員からご意見をいただいたわけですが、委員のご意見、せっかくお寄せくださったのでいかがでしょうか。

B委員：私としてはやはり専門性の大切さが軸になっていることと、かなり第二次鎌倉市図書館サービス計画が司書さん中心に練り上げられていて、それを一番の基本に置いていることがきちんと述べられているので、そこをC委員が汲んでくださっているのありがたいと思いました。付け加えさせていただければ、10月21日からの作業部会が始まっていて、専任の非常勤の方の業務内容のお話し合いもされているということですが、それと併せて、やっぱり専任司書を新たに採用するというお話も併せて進めて欲しいというのが本音です。

委員長：よろしいですか。C委員のご意見はどういう形で残しましょうか。

C委員：私は今日の議事録で結構です。この中に文言を入れろとかではなく、議事録を読んでいただければ結構です。

D委員：貴重なご意見をいただきありがとうございます。短い言葉ですけれどもこの中にもかなり盛り込まれていると思いますので。例えば2ページの(2)の技術職員の採用を考慮とか、議会でも話題になっていましたが。その重要性は十分認識しているということはC委員もおっしゃったように議事録見ていただければ今までの会議でも何回もあったと思います。ご意見聞く限りでは答申をいじる必要はないと思われました。

委員長：ポイントが強調されて、浮き出ている、そういうことですね。

それではよろしいでしょうか。ご意見が無いようでしたら、意見の取り扱いは会議の議事録にしっかり留めていただくということでよろしいでしょうか。(一同了承) 皆さんのご意見もいただきましたし。

A委員：答申の案の確認ですけれども、本文自体は送り直していただいたのですが、「当面」を抜きましようということで前回、一致して、「当面」を抜いただけで、他は本文の文章は変わっていないということですね。

館長：はい。

A委員：答申の内容についてはどうのこうのは言いません。協議会委員のメンバー表といますか、年度が付いていますよね、4ページに。平成28年度は、委員の名前4人で社会教育委員の名前がないのですけれども、今日答申の内容を確認していただいた上で、C委員のお名前がここに入ることでしょうか

館長：はい、この部分については、今日、C委員がご出席されてご意見をいただきましたので、C委員のお名前等入れたいと思います。

A委員：12月議会で報告する時には5人の名前になるということですね。

D委員：細かいことで申し訳ないが、表紙の日付も変わるということですか。9月5日なので。

A委員：それに関連して、9月30日の議会での事務局の話では、改めて社会教育委員会会議で図書館協議会委員を選んでいただいて、教育委員会に諮って任命するみたいな、そのように私は受け取ったが、実際に教育委員会に任命されたのはいつで、社会教育委員会会議では選出したのはいつだとはっきりしているのでしょうか。後々のために記録として、議事録に残しておきたいと思うんですが。

(事務局、確認作業)

館長：社会教育委員会会議から推薦いただいたのが10月7日、教育委員会で任命されたのが10月19日です。

A委員：また別のことですが、資料の最後に各回の協議内容ということで要約したものがあ、これも変えろとは言いませんが、書き方としては、何というのでしょうか、答申の内容をオーソライズするような形で書かれているような気がします。ここに書かれている発言があったのは間違いないですけれども、もう一方で非常勤中心での運営に不安や疑問を感じているという意見が繰り返し出ていたと思いますし、実際に仕事をしている職員の意見はどうかということも何回も出ていたと思うのです。このような重大なことを決めるには少し判断材料が足りないのではないかとか、もう少し大きな、何というか、さっきも地域コミュニティの核になるところじゃないかとC委員がおっしゃったような、もっと大きな議論から始めて、諮問のような具体的な議論をすべきと思うから、2回3回の議論で結論を出すのはどうかというような意見も、同じ委員が色々揺れながら意見をおっしゃっていたような気がします。もう少しこういう意見もああいう意見も出ていたという形で書いて欲しかった。客観性をもっと少し持った書き方をして欲しかった。で、そういう不安や疑問に関しては、やはり何ていうのか、答申の内容の中にもうまく反映されていたのだろうかという気もします。そのことは意見として述べておきたいと思います。

委員長：そういう不安についてはなかなか答申の中では書けない。運営についてこういうふうには大枠としてやっていただきたいという要請であって、不安があるとは、なかなかそこまでは。議事録では、私自身も皆さんからそういう意見が出ていて、そこは図書館として十分配慮して協力して進めていかなければという気持ちは同じだと思うのです。ただ、答申案として書きにくい。議事録ということかと。それを見ればはっきりそういう意見が出ていたということは分かると思うのです。それよりも、D委員おっしゃった日付の方が気になる。最後の検討経過4のところ3ページ、別添資料はいいのですが、28年度の第2回、今日のことを書き込むとなると、どういう風に、こういう際の書き方がよく分からないが。

館長：今日の平成28年度第2回が行われたことの記述と、5番目の、C委員のお名前を入れていくという部分で、今日、全委員が良ければ、その日付を変えてもいいかと

思います。

委員長：いかがでしょうか。

D委員：そうしていただいた方が、今日確認したということがはっきりしてよろしいのではないのでしょうか

委員長：よろしいですか。

A委員：今年度2回目も入れて、今日の協議会内容の要約もプラスすることになりますか。

委員長：そうなりますか。

館長：はい。

委員長 それでは答申案についてはよろしいでしょうか。

A委員：答申案の内容については良いです。答申に関連してまだ色々聞きたいことはありますけれども。

委員長：それでは、日程で次に上がっている、A委員からの付帯意見についてという協議事項に入ってよろしいでしょうか。

A委員：そちらが先ですか。さっき作業部会の話も出て、今後のことで聞きたいことがあるのです。その後でいいなら。

委員長：後にしましょう。協議事項としては上がっていますので、それはしっかり話しておかないといけないので。A委員からの付帯意見については、皆さんからの意見を伺わなければいけないですね。いかがでしょう、お読みいただいて、A委員からのご意見についてどう思うか、教えていただければと思います。

A委員：その前に形式的なことですが、これも。今日、日にち、11月9日、になりましたけれども、9月5日付けでこの文章を作成しておりますので。私が付帯意見を館長に送ったのは、9月5日でした。もっと早く出してと再三言われたのですが、最初意見書みたいなものを出したので書き直して、この意見を9月5日に送ったのですけれども、議会に報告するためにはその前に各委員に確認を取りたいので、なるべく早く送ってと言われて9月5日に出したのですけれども。その辺の経過はどうだったのでしょうか。少なくとも、委員長、D委員、B委員は、A委員からこんな意見が出たと連絡をもらったのでしょうか。

館長：一応、A委員から出た付帯意見は、委員全員に私が持ち回りで行きました。それでよろしいですかと了承も得たことは確かです。

A委員：日にちまでは。

(事務局調べている)

館長：少なくとも、委員長には9月5日の時点で大学にお伺いして、委員長から答申をいただいたので、その時点です。そうです、はい委員長、9月5日です。9月5日にA委員から提出があって、同日付で各委員から了承を得て、委員長から付帯意見を付した答申をいただいたと記録にあります。

A委員：その辺の整合性が気になったものですから。

委員長：よろしいですか、それでは先ほどの、A委員の付帯意見について皆さんのご意見を伺っていききたいと思います。

B委員：私は今回の答申にあたっては、図書館の運営についてということではありますけれども、地域館のあり方に関してはぼんと出てきたのではなくて、その前の第二次サービス計画できちんと考えられてきたと思うのです。お話の中でも第二次サービス計画というのが基本になっていますかと念を押してきたと思うのです。自分自身の中ではそれを根底において、司書さんが考えたものと受け取っていたので。ですから、ちょっと付帯意見の中の、地域館の運営について、どのような地域館を目指すのか答申の中で明らかになっていないというのがちょっとひっかかるのですね、私の中では。サービス計画の中でいろいろ地域館のあり方は、尽くされてきましたよね。それを受けた上での今回のものと思っていたので、そこはどうなのですか。

A委員：答申の中では。

B委員：ここに書いてあります、サービス計画の基本を取り上げているということは、鎌倉市の図書館サービス計画をないものとして考えていないと思うのです。

A委員：それはもちろんそうです。

B委員：それには、地域館のあり方というのがあったと思うのですが。

A委員：ここで書いているのは、今回の答申の内容との関連性ではなくて、今、鎌倉市の図書館は、第二次サービス計画に基づいて、重点事業を決めて、業務を展開しているよ、という表現です。やっているよという。

B委員：そこで望ましい地域館のあり方も協議されていたとっていたのですけれども。

A委員：だから、協議はされていますが、サービス計画の中で地域館に関する協議の内容と、今回の答申がどう関連づけられているのかということに関しては、答申の中では触れられていないのではということ。そう思いました。

B委員：そういう意味合いなのですね。私はそう受け取りましたので。自分の感性で。

A委員：サービス計画に基づいて、日々サービスをしていますよという現状の説明としてしか、この部分は読み取れませんので、それが、どうしてこういう答申の内容になるのかというところの、関連性が特に書かれていないと思いました。

議事録を読めば非常に地域の拠点、地域館はね、かなりご意見は出ていたと思えますけれども。

委員長：他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。A委員の付帯意見についてはこれで。

A委員：最後に第三者委員会の設置も書いていますが、なかなか実際にやるのは簡単なことではないと思いますが、やはりどこかで客観性をもったチェックがあったほうが良いかと思ひましてここに書きました。本来なら図書館協議会がその役を負ってもしないのではないかと意見もあるかもしれないが。そういう意見が。

C委員：今、内部評価はどこでもやっていて、外部評価も実際にはあまりされていないところがありますと。評価は法律で決められています。これは新しくも古くもなくや

はり当然の論理でありまして。第三者委員会はやるべきであって、これは常識で鎌倉市の行政の中でも行われているはずです。点検自己評価。その中で当然、図書館運営協議会の中の評価委員会、部会があってもということです。ただここで出すかどうかは別の話。私の意見はそうですね。

委員長：そのほか何かありますか。

A委員：もっと言えば、図書館協議会が5人という自治体は少ない。他の自治体はメンバー的には多い、人数を増やせばそれだけ報償費予算かかることですが、鎌倉市は5人、もともとから5人で、さらに市民公募を加えるときも6人にしないで5人でやるという形で続いているのです。できれば、学識経験者から今、委員長お一人で出ているらっしゃいますけれども、やはり、社会教育委員会議に比べると人数が少ないし、学識経験者の数も2人とか。学識経験者にも色々は考え方、意見があるだろうし、市民公募も1人ではなくて2人いても良い。もっと失礼なことを言うと、委員長は大学の先生でいらっしゃいますが、図書館長をやられているということで選ばれていらっしゃるが、ご専門の研究分野は図書館じゃないですね。図書館協議会の学識経験者は図書館の専門家に入って欲しいと思う。人数ももう少し5人じゃなくて7人8人という体制をとって欲しいし、第三者委員会を設置するときも、図書館協議会という方法もあるかと思ったが、もう少し色々な人が入ったらいいなということもあり、こういう書き方をしました。

委員長：もうひとつA委員からあります。約束の時間も8時までで夜も遅くなりつつあります。日程の2協議事項の3「鎌倉市図書館の運営について」(答申)案に関する意見について」を議題にしたい。A委員から出されたもので、付帯意見をもう少し詳しく書かれたものです。A委員からこれに関して各委員の意見をお聞きしたいとの要望がございましたので、皆様からご意見等をお聞きしたいと思います。

A委員、何か補足の説明等ございますか。

A委員：色々意見があるのならば、付帯意見で出されたらどうですかとなって、出したときの扱いも、委員長に見ていただいて出したら良いのではないかとか、全員に見てもらった上で出したら良いのではないかとか、館長の判断で、と、どれと決まらないまま終わってしまった気がするのです。協議会の、さっきの平成28年度の協議内容のまとめでは、「委員長と相談して作成」と書かれています。その辺が、はっきり決まっていなかった気がするし、B委員には思いっきり書いたらいかがかと言われて思いっきり書いてしまったので、文句があるかとは思いますがこういう書き方になりました。館長と話したとき、これは付帯意見とは違うのではないかとということで、意見書として出して、公文書として確認したいので、議事録と一緒に公文書として扱いたいということでした。もう図書館のホームページにアップされています。議事録のホームページ公開が遅いと思っていますが。

委員長：付帯意見ではなく、意見書ということですね。

A委員：意見書という形にしました。

委員長：これについての委員の方のご意見も伺えればと。いかがでしょう。先ほどの付帯意見とかぶる部分もありますが。

D委員：なかなか厳しい意見だと思うので。協議すべき事項なのかというのが本音です。公文書として残すということで、こういう形を取られたということですが、私は特に意見は差し控えたい。厳しいなという感想です。

委員長：いかがでしょう。

C委員：協議会委員の一人としてのご意見ということですね。

B委員：自分では気づかなかったこともしっかり書いてあって勉強になったこともたくさんある。見直したいと思う。

C委員：コンビニのことなども触れられている、これは気にすべき、記録にするべき、大事なことというご意見。資料としての扱いどうかではなく、意見としてあるということに大事にしたいと思います。

委員長：それでは他によろしいでしょうか。A委員もよろしいですか

A委員：はい。

委員長：それでは一応協議事項は日程に上がっているものは全てですが、先ほど後回しとなったことを取り上げます。

A委員：聞きたいことがたくさんあるのですけれど、困ったな。今回の、地域館の問題について、少々分からない部分もありましたので、情報公開請求をしたのです、色々な、図書館協議会は傍聴していて文章見たりしているんですが、地域館の館長を入れた館長会議があり、館長が報告されて、出席された係長以上の館長クラスの方たちが意見を言うやり取りが出ていて、図書館協議会のことについても出ているのです。それを読んで、これは我々は知らないことだったということがいくつかあって、この答申の実施にあたって、関係するようなこともありますので、この場を借りて聞きたいということが何点かあるのです。

9月の館長会議の報告で、来年度から玉縄図書館で試行に入りたいと出ていました。どういう試行の仕方をするかということですが、4月から1年間ではなくて例えば1ヶ月の施行、6月から7月、短期間も含め実施という、それに当たっては専門的な嘱託員を公募して採用して研修したい、今年度の予算要求が必要であるという記録が出ているのですが、1ヶ月という短期間の試行で、問題点とか課題とか、分かるのかという。1年間くらい通してみないと、色々わからないことがあるのではないかと思いますので、その辺のことや、協議会の中で、非常勤の方の研修が大事だと出ていました、地域館に職員1人の館が出るので、それには中央からのサポート体制がないといけない、なにか起こったときに、サポート体制が大事じゃないかということがとても出ていた。それに関しての、試行に入るわけですが、いずれ本実施にと考えられているが、付帯意見にも入れましたが、中央館のサポート体制大丈夫なのでしょうか。いずれ2つの地域館が3人から1人に職員が減って、最初の印象ですと、4人が中央に集約されると思えました。それなら、中央に職員が増えてサポート体制が取れるの

かと思っていたのですが、4人は人員削減になると出ていた。4館全部1人にする場合は違うけれども、4館のうち2館は3人体制なので、残り2館が1名なら、4名は引き上げるのではなくて図書館からいなくなるという話がされていたのです。中央館は今の人員体制のままで、人的な支援が地域館に取れるのかということと、他の地域館、大船なら大船の地域館が、他の館の支援体制をとるみたいな話も出ていたので、試行期間のことと、地域館へのサポート体制がどうなるのだろうというのはまず気になるのですけれども。そんなことも含めて作業部会の中で検討されているのでしょうか。

館長: A委員がおっしゃったとおり、現在、作業部会で検討しているところです。

A委員: もう少し具体的には話せない段階ですか。

館長: 今現在、作業中といったところです。

A委員: 4名の職員は図書館からいずれいなくなるというのは、当初から、当初は違いかもしれないですが、行革プランがあって、何人かは削らなければいけないということ、最初からそういう考えがあったのでしょうか。集約するという話だったが、そこと話が違うので。

館長: 当初、全地域館を削減することを考えていて、それならサポート体制として引き上げないといけないと思っていたが、深沢と大船は現状のままということでしたので、そういう部分ではやはり、どのぐらい削減するというのは見極めなければならぬ部分あると思うが、職員を減らした中で専門的嘱託員を新たに設けまして、地域館の体制にあまり影響がないようにという方向で考えていきたいと思っている。

A委員: 専門的な非常勤は正規職員1に対して何人の補充になる。

館長: そこも検討しているところです。

A委員: 今のことに関連して、行革プランを館長会議の記録で見たが、行革プランの中では図書館のことは掲載されていないと載っていた、館長は協議会の中では、諮問が出たのは行革プランの枠組みの中で出てきた話だと説明されていたと思うのです、でしたらどちらが本当なのかなど。行革プランにあがっていないのに、館長が人減らしのプランを提出して、諮問を出したのか、その辺の矛盾を感じたんですがいかがでしょうか。

館長: この答申を諮問したのは、図書館の効率化とサービスの向上に関して諮問したところなので、その辺の考え方は変わらない。

A委員: 昨年度の2回目、第三次行革プランが終わって、第四次を作成中です、その一つとして図書館も枠組みの中にあると説明されているのですが、それはどういう意味合いでおっしゃったのか。

館長: 正確には、まだ行革プランには載っていません。この件に関しては。

A委員: 行革プランの枠組みの中にあると協議会で説明されている、枠組みの中にあるという漠然とした言い方だったので、委員さんは受け取るとき、第四次行革プランの枠組みの中にあって、こういうことも考えないといけないのかなと受け取ってしまった

たのではないかと、気になったのですけれども。

それと、私たち図書館友の会で、市と市民との協働事業に来年度に応募したのです。条件付ではあるけれども、プレゼンして、審査会で合格したので、来年度から協働事業を図書館と、とともに協力してやるのですけれど。玉縄図書館と腰越図書館を拠点にして、事業をやる計画になっているのです。来年度玉縄が施行に入るということで、どういう形になるか分からないが、玉縄の人員体制がどうなるのか気になるのです。やはり色々なイベント、パネル展示、講演会、史跡巡りなどをやるが、正規職員1人になった玉縄図書館は、通常業務のほかに、年1回くらいなら別だが、年間通してやるという協働事業になっていて、地元の団体とも協力しながらやることになるのです。図書館の人は、とともにに対応しないといけないし、地域の団体にも対応しないと、対応だけじゃなくて、自分たちも動かなきゃいけない。これは、本当にできるのかという危惧を持つのです。さらに、協働事業を担当している、地域のつながり推進課も、オリジナルは単年度ですが今後継続する可能性もあって、その場合は、担当事業課に予算がついて、それに基づいてやっていくという形になるのです、それは歓迎すべきだが、非常勤中心の体制になってそういうことが持続可能なのか、不安を覚えるのです。5月の職員説明会の中でも、地域館でも行事をするなら、職員数を現状維持か、むしろ増員して欲しいという意見が出ているくらいなので、不安に思っている。どうなのでしょう。

館長:今現在、地域のつながり推進課からそういう返事はいただいていません。正式に。

A委員:今後のことなので。いろいろ不安があるのですが。今の館長のお返事ですが、図書館の担当者の方とは協議しながら行ってますし、地域のつながり推進課の方からもメールで色々な連絡をいただいていますので、私は知らないというのはいやな感じがしない。

館長:本当に正式な文章はいただいていません。

委員長:協議会の今日の案件と係わっているとは思いますが、閉会時間にもなるので、そろそろこのあたりで閉会にしたいと思えますけれども、いかがですか。

委員長 傍聴人は静かにしてください。会議は続いていますから。A委員からの今の質問は、今回の協議会の場でないとまずいのですか。

A委員:協議会自体、答申に係ることで他にもいくつかある。何らかの形で疑問点を申し上げて、お答えをいただきたいということは残っています。どういう形で、今回で私は終わりなので。次の新しい市民公募の委員が決まっているので、次回からはその委員の出席になるので、何とかお願いしたい。

D委員:皆さん承知で可能なら。いいのではないですか。

委員長:では、短くしてください。

A委員:夜間開館の試行もどう行うのでしょうか、これも作業部会で検討中ですか。

館長:作業部会で検討しています。

A委員:中身は出せないということですが、作業部会が発足して準備が進んでいるとい

うことですね、答申の報告は12月議会になりましたね、当然、嘱託員の研修もやるためには、予算を通さないといけないですが、それも12月議会になりますか。

館長：予算は3月議会です。

A委員：12月議会に研修のための予算を通さないといけないということはないのでしょうか。報告して同時に準備がここまで進んでいますので、予算を認めて、と出してしまうのかと。

館長：試行にあたっては準備が必要なので、そのための作業部会です。予算とか最終的に決まるのは3月なので、それからでは来年度行うのは無理なのです。

A委員：3月では間に合わないから12月に通したいということですか。

館長：当初予算ですから、3月です。

A委員：予算が通ったらすぐ出来るように今準備していますということですね。

館長：そうです。

A委員：分かりました。これについては結構です。

図書館協議会委員として、前にもやったことがありますし、そのとき受けた印象としては、委員に対する、こういうことを協議したいという資料を事前にもう少し早く送って欲しいということがあります。直前に送られたり、当日協議会の場で案が出されたりするのは非常に困ると。諮問に関しても、委員にはその辺のことをだいたい言われていた気がするのです。今後は、そういうことがないように、要望ですが、していただきたいし、審議内容に関連して、色々な資料が付属されていますが、どの様な意味合いでその資料が出されたのか分からないものもあります。傍聴者も資料がもらえるようになりましたが、出典が書かれていなかったり、何のための資料なのかが分からないようなものがありましたので、その辺も図書館協議会の運営に当たっては配慮していただきたいと思いました。

それから、もうすこし早く議事録のアップをしていただきたい。議事録を読むと、この資料のここであっているがどうなのだというものもありますが、どういう資料が配られたの分からないので、話が分からない。議事録だけではなく、付属資料もアップしていただいて、委員さんのこの発言はここを見て言っていると分かるようにしていただきたいなと思いました。以上です。

委員長 それでは他の委員から何もなければ、終了にしたい。事務局、次回は。

館長：次回開催は1月を予定しています。新しい委員になろうかと思っておりますので、本日、この委員では実質最後の協議会となりますので、去年から答申等でお世話になりました。蛭田先生には今日来ていただいて、ありがとうございました。

委員長：答申は正式に、日付等を改めて出していただくということになりました。本当に今日はありがとうございました。みなさん、これで任期はおしまいなのですね。長い間ありがとうございました。

委員長：これをもちまして、第2回鎌倉市図書館協議会を閉会いたします。